

# 「火入れ」と「野焼き」について

これは「火入れ」です！

- ・立木や生えている雑草など面的な焼却  
(主に行政区で行う場合など大規模なもの)

**村への申請が必要！！**



- ・村条例により、火入れを行う際には、10日前までに村（産業振興課）へ事前に許可の申請が必要となります。
- ～注意～
- ※火入従事者数は、火入れ面積が0.5haまで10人以上、  
0.6haから1.0haまでは15人以上、1.1haから1.5haまでは20人以上、  
1.6haから2.0haまでは25人以上必要となります。
- ※1回の申請につき、面積は2haまで
- ※許可の対象期間は7日以内

煙の量や臭い、時間帯などに考慮し、  
近隣住民の迷惑にならないよう気をつけましょう！

これは「野焼き」です！

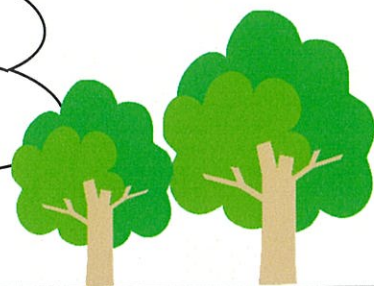
- ・刈り取った草の焼却、稲わらの焼却
- ・燐炭、伐採した枝の焼却  
(主に個人で行う場合など小規模なもの)

**村への申請は不要！！**

ただし、消防署への連絡が必要です。  
最寄りの消防署  
(石川消防署玉川分署：57-4112)  
※詳細は、裏面をご覧ください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、  
廃棄物の焼却は例外を除き原則禁止されています

※例外とは・・・ **家庭ゴミの焼却も禁止です！**  
どんと焼き等、地域の行事  
農業、林業等を営む上でやむを得ないものとして行われる焼却



お問合せ 玉川村産業振興課 TEL：0247-57-4627

裏面あり

# 消防署からのお願いです



## 🔥 火入れをする際は、届出書を提出してください 🔥

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となりました。  
当組合管内でも届出をしていない火入れ（焼却行為）が散見されます。

## 消防署への届出をお願いいたします。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

- ・ 焼却行為を行うすべての行為は火入れ届出の提出が必要です！  
消防署において実施する場所と日時、焼却行為等について届出書類に記載していただきます。  
届出に関して不明な点があれば、まずは消防署へ連絡をお願いいたします。

届出後焼却行為をする際は下記に注意して実施してください。

- ☐ 焼却行為を行う前に近所の方に対し説明し理解を得てから行ってください。
- ☐ 絶対に一人では行わないでください。燃え広がってしまった場合、通報、消火等が遅れてしまいます。  
※裏面の記事、面積に応じた人数の記載をご覧ください。
- ☐ 風がある日には、実施しないでください。
- ☐ 消火の準備をし、燃え広がりそうなときはすぐに消火をしてください。
- ☐ 消火が確認できるまでその場を離れないでください。



みんなで協力して目指しましょう！玉川村の火災「〇」ゼロ！



【石川消防署玉川分署 Tel：0247-57-4112】

裏面あり